

矢作川圏域大規模氾濫減災総合協議会 運営要領

(名称)

第1条

本会の名称は、「矢作川圏域大規模氾濫減災総合協議会」とする。

(目的)

第2条

本会は、水防法、気象業務法及び災害対策基本法の趣旨に基づき設置された、「矢作川水防災協議会」、「矢作川圏域水防災協議会」、「矢作川水防連絡会」、及び「矢作川洪水予報連絡会」の各規約に基づく実施事項や事業が円滑かつ効果的に推進できるよう、各会を総合的に開催することを目的とする。

(構成)

第3条

矢作川圏域大規模氾濫減災総合協議会（以下「総合協議会」という。）は、既存の矢作川圏域の水防災に関わる「矢作川水防災協議会」、「矢作川圏域水防災協議会」、「矢作川水防連絡会」、及び「矢作川洪水予報連絡会」の各構成機関の委員（以下、「会員」という。）をもって構成する。

- 2 総合協議会には、必要に応じて会員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 3 総合協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 会員は自ら所属する各会の規約に基づく議事以外の他会の議事について、オブザーバーとして同席し傍聴することができる。

(活動内容)

第4条

総合協議会においては次の各号に掲げる事項について活動する。

- 一 各会の規約に基づく実施事項や事業の実施、共有や意見交換
- 二 各会が保有する情報や各機関が実施している防災対策に関する情報の提供や意見交換
- 三 水害の未然防止、被害拡大防止及び復旧に向けた連携方策
- 四 その他、上記一号から三号までに関連する事項

(事務局)

第5条

総合協議会の事務は、国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所、及び愛知県建設局河川課が務める。

附則

(施行期日)

この運営要領は、平成 30 年 7 月 23 日から運用する。

この運営要領は、令和元年 5 月 23 日から運用する。